健康増進法第9条第1項に規定する健康診査等指針(告示)の

一部改正について

1. 趣旨

今般の医療構造改革において、平成20年度から医療保険者に対して、40歳から75歳未満の被保険者等に対する健診・保健指導の実施が義務付けられることとなった。

このため、この健診・保健指導の標準的な在り方に関し、「標準的な健診・保健 指導の在り方に関する検討会」において、効果的・効率的な健診・保健指導を実施 するために必要な事項について検討したところである。この検討結果のうち健康増 進法第6条に掲げる各制度(健康増進事業実施者)に共通する事項については、健 康診査の実施等に関する指針を改正することとした。

なお、検討結果のうち医療保険者にのみ関係するものについては、特定健診等指針(告示)等において規定されることとなる。

2. 改正内容

(1) 壮年期における健診・保健指導の目的を追加

今般医療保険者に健診・保健指導の実施が義務付けられた壮年期において は、複数の健康増進事業実施者が心血管疾患の発症予防等のため、健診等を実 施していることを踏まえ、その目的について記載する。

(2) 精度管理の内容について具体的な方法等を追加

健診における検査結果の正確性を確保するため、健診を実施する際の内部精 度管理として標準物質を用いること、外部精度管理調査において検査値の精度 等が保証された結果であることについて記載する。

(3) 健診結果を標準的なデータ形式により保存することを追加

医療保険者間の異動があった場合や事業者健診データを医療保険者に送付する場合などのデータのやり取りを容易にするため、健康増進事業実施者は標準的なデータ形式により提供すること、健診を委託した場合にも標準的なデータ形式により提出してもらうよう働きかけることについて記載する。

3. 施行日

平成20年4月1日(予定)

健康診査の実施等に関する指針の概要

<u> 1 基本的な考え方</u>

現在、各健康増進事業実施者により健康診査及びその結果の通知等が行われていることから、各健康増進事業実施者が行う健康増進事業に関し、健康増進法第6条に掲げる各制度(健康増進事業実施者)に共通する基本的な事項を定めることにより、生涯にわたる国民の健康の増進に向けた自主的な努力を促進する。

2 基本的な事項

(1)健康診査の実施に関する事項

①健康診査の在り方

- ・健康診査の対象者に対して、その意義等について十分に周知する。
- ・各制度間及び制度内の整合性を取るため相互に連携する。
- ・検査項目及び検査方法に関し、科学的知見の蓄積等を踏まえて必要な見。 直しを行う。

②健康診査の精度管理

- ・内部精度管理(健康診査を行う者が自身で行うもの)及び外部精度管理 (健康診査を行う者以外の者が行うもの)を適切に実施する。
- ・健康診査を委託する場合にも精度管理の適切な実施を要請する等委託先 に対して適切な管理を行う。
- ・研修の実施等により健康診査実施者の知識及び技能の向上を図る。

(2) 健康診査の結果の通知及び結果を踏まえた保健指導に関する事項

- ・健康診査の実施後速やかに受診者にその結果を通知する。
- 健康診査の結果に基づき保健指導を実施すること。
- ・保健指導の実施にあたっては、生活習慣の改善に向けての行動変容の方法 を本人が選択できるよう配慮すること。
- ・保健指導従事者に対する研修の実施等により保健指導の質の向上を図る。
- ・保健指導を委託する場合には委託先に対して適切な管理を行う。
- ・各健康増進事業実施者による対策を講じるため相互の連携(地域・職域の 連携)を図る。
- ・広域的な観点で地域・職域の連携を推進するため都道府県単位で関係機関 等から構成される協議会等を設置する。

(3) 健康診査の結果等に関する情報の継続の在り方に関する事項

- ・健診結果等情報を継続させるために必要な措置を講じることが望ましい。
- ・生涯にわたり継続されていくことが望ましい情報は、健康診査の結果、保 健指導の内容、既往歴等であること。

(4) 健康診査の結果等に関する個人情報の取扱いに関する事項

・個人情報について適正な取扱いの厳格な実施を確保することが必要である ことを認識し、個人情報の保護を規定した法令を遵守する。

[参照条文] 〇健康増進法(平成14年法律第103号)(抄)

(目的)

- 第一条 この法律は、我が国における急速な高齢化の進展及び疾病構造の変化に伴い、国民の健康の増進の重要性が著しく増大していることにかんがみ、国民の健康の増進の総合的な推進に関し基本的な事項を定めるとともに、国民の栄養の改善その他の国民の健康の増進を図るための措置を講じ、もって国民保健の向上を図ることを目的とする。
- 第二条 国民は、健康な生活習慣の重要性に対する関心と理解を深め、生涯にわたって、自らの健康状態を自覚するとともに、健康の増進に努めなければならない。

(国及び地方公共団体の責務)

第三条 国及び地方公共団体は、教育活動及び広報活動を通じた健康の増進に関する正しい知識の普及、健康の増進に関する情報の収集、整理、分析及び提供並びに研究の推進並びに健康の増進に係る人材の養成及び資質の向上を図るとともに、健康増進事業実施者その他の関係者に対し、必要な技術的援助を与えることに努めなければならない。

(健康増進事業実施者の責務)

- 第四条 健康増進事業実施者は、健康教育、健康相談その他国民の健康の増進のために必要な事業(以下「健康増進事業」という。)を積極的に推進するよう努めなければならない。
- 第六条 この法律において「健康増進事業実施者」とは、次に掲げる者をいう。
 - 一健康保険法(大正十一年法律第七十号)の規定により健康増進事業を行う政府、健康 保険組合又は健康保険組合連合会
 - 二 船員保険法(昭和十四年法律第七十三号)の規定により健康増進事業を行う政府
 - 三 国民健康保険法 (昭和三十三年法律第百九十二号) の規定により健康増進事業を行う 市町村、国民健康保険組合又は国民健康保険団体連合会
 - 四 国家公務員共済組合法 (昭和三十三年法律第百二十八号) の規定により健康増進事業 を行う国家公務員共済組合又は国家公務員共済組合連合会
 - 五 地方公務員等共済組合法 (昭和三十七年法律第百五十二号) の規定により健康増進事業を行う地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会
 - 六 私立学校教職員共済法 (昭和二十八年法律第二百四十五号) の規定により健康増進事業を行う日本私立学校振興・共済事業団
 - 七 学校保健法(昭和三十三年法律第五十六号)の規定により健康増進事業を行う者
 - 八 母子保健法 (昭和四十年法律第百四十一号) の規定により健康増進事業を行う市町村
 - 九 労働安全衛生法 (昭和四十七年法律第五十七号) の規定により健康増進事業を行う事業者
 - 十 高齢者の医療の確保に関する法律(昭和五十七年法律第八十号)の規定により健康増進事業を行う政府、健康保険組合、市町村、国民健康保険組合、共済組合、日本私立学校振興・共済事業団又は後期高齢者医療広域連合
 - 十一 介護保険法 (平成九年法律第百二十三号) の規定により健康増進事業を行う市町村
 - 十二 この法律の規定により健康増進事業を行う市町村
 - 十三 その他健康増進事業を行う者であって、政令で定めるもの

(健康診査の実施等に関する指針)

- 第九条 厚生労働大臣は、生涯にわたる国民の健康の増進に向けた自主的な努力を促進する ため、健康診査の実施及びその結果の通知、健康手帳(自らの健康管理のために必要な事 項を記載する手帳をいう。)の交付その他の措置に関し、健康増進事業実施者に対する健 康診査の実施等に関する指針(以下「健康診査等指針」という。)を定めるものとする。
- 2 厚生労働大臣は、健康診査等指針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、総務大臣、財務大臣及び文部科学大臣に協議するものとする。
- 3 厚生労働大臣は、健康診査等指針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表するものとする。

[参考] I T 新改革戦略(平成18年1月19日·I T 戦略本部)(抄)

Ⅱ 今後のIT政策の重点

- 1. ITの構造改革力の追求
 - (1) 21世紀に克服すべき社会的課題への対応

ITによる医療の構造改革

レセプト完全オンライン化、生涯を通じた自らの健康管理ー

現状と課題

e-Japan 戦略IIの策定以降、医療分野の情報化については先導的7分野の一つとして重点的に取り組んできたところであるが、情報化の状況は未だ低いレベルに止まっている。

例えば、レセプトのほとんどは紙で処理されているため、医療保険事務の高コスト化を招くとともに、予防医療等へのレセプトデータの活用が十分になされていない。また、電子カルテについては、医療安全の確保や医療機関間の連携等に有効であるが、普及が進んでいない状況にある。そのため、個人情報保護及びセキュリティに配慮しつつ、導入コストの低減や奨励策の活用等により、情報化を積極的に進めていく必要がある。

今後更に国民医療費の急速な伸びが予想される中、疾病の予防、医療の質の向上 と効率化、医療費の適正化を図ることが緊急の課題となっている。こうした課題の 解決に向け、ITの構造改革力を最大限に発揮することが必要不可欠となっている。

目標

- 1. (略)
- 2.2010 年度までに個人の健康情報を「生涯を通じて」活用できる基盤を作り、国民が自らの健康状態を把握し、健康の増進に努めることを支援する。
- 3~5 (略)

実現に向けた方策

(個人が生涯を通じて健康情報を活用できる基盤づくり)

- 1. 生涯にわたる健診結果を電子データとして継続的に収集し、適切に管理するための仕組み(収集すべき健診項目、標準的なデータ形式、管理運営方法等)を 2007 年度までに確立する。
- 2. 電子データとして収集される健診結果等の健康情報を個人、保険者等が活用するための基盤(健康情報を管理するデータベース、IC カードを活用した個人による自らの健康情報への参照機能等)の整備を 2008 年度までに開始し、2010 年度までにその普及を推進する。
- 3. 疾病予防の推進等に向け、収集された健康情報の活用方策を **2010** 年度までに 確立する。

各健康増進事業実施者による健康診査(平成20年度以降)について

3歳	○母子保健法(目的)乳児及び幼児の健康の保持及び(健診対象)満1歳半を超え満2歳に達に達するまでの者)(実施主体等)市町村[義務/努力義務]	しない幼児、満3歳を超え満4歳	まに達しない幼児 / 孚	し幼児(小学校就学の始期	
4 \$ 15 歳	○学校保健法(目的) 児童、生徒、学生及び幼児の健康の保持増進を図り、もつて学校教育の円滑な実施とその成果の確保に資すること(健診対象) 学校に就学させるべき者、児童、生徒、学生及び幼児(実施主体等) 市町村教育委員会(学校に就学させるべき者)[義務]、学校(児童、生徒、学生及び幼児)[義務]				
16 .5 39 歳	○医療保険各法(健康保険法、国民健 康保険法等) (目的)被保険者・被扶養者の健康の 保持増進 (健診対象)被保険者・被扶養者 (実施主体等)保険者 [努力義務]	○労働安全衛生法(目的)労働者の安全と健康の確保(健診対象)労働者(実施主体等)事業者 [義務/ク努力義務]	○学校保健法 (目的)職員の健康 の保持増進 (健診対象)学校の 職員 (実施主体等)学校 の設置者[義務]		○母子保健法 (目的)母性の 健康の保持及び 増進 (健診対象)妊 産婦(妊娠中又 は出産後一年以
40 \$ 64 歳	○高齢者医療確保法 (目的)被保険者・被扶養者の健康の 保持増進 (健診対象)被保険者・被扶養者 (実施主体等)保険者 [義務]		▽ノ記(国・石)【 乳炎が 分】	○健康増進法 (目的) 国民の健康の増 進 (健診対象) 住民 (実施主体等) 市町村 [努力義務]	内の女子) (実施主体等) 市町村 [努力義 務]
65 歳 ~ 74 歳	○医療保険各法(目的)被保険者・被扶養者の健康の保持増進(健診対象)被保険者・被扶養者(実施主体等)保険者 [努力義務]			注:歯周疾患検診、骨粗 鬆症検診、がん検診等 を法第19条の2に基づ く省令に規定しだ場合	○介護保険法 (目的)被保険 者の要介護状 態等となるこ との予防等 (健診対象)第
75 歳 く	○高齢者医療確保法 (目的)被保険者の健康の保持増進 (健診対象)被保険者 (実施主体等)後期高齢者医療広域連 合[努力義務]				一号被保険者 (介護保険) (実施主体等) 市町村[義務]

健康増進法第9条に規定する健康診査の実施等に関する指針改正案

改正案

改正理由

第一 基本的な考え方

健康診査は、疾病を早期に発見し、早期治療につなげること及び健康診査結果を踏まえた栄養指導その他の保健指導(運動指導等生活習慣の改善のための指導を含む。以下同じ。)等を行うことにより、疾病の発症及び重症化の予防及び進行の防止並びに生涯にわたる健康の増進に向けた自主的な努力を促進する観点から実施するものである。

現在、健康診査及びその結果を踏まえた栄養指導その 他の保健指導等は、健康増進法第六条に掲げる各法律に 基づいた制度において各健康増進事業実施者により行わ れているが、次のような現状にある。

- 1 制度間で健康診査における検査項目、検査方法等が異なる場合がある。
- 2 精度管理が適切に行われていないため、検査結果の 比較が困難である。
- 3 健康診査の結果が、受診者に対する栄養指導その他の保健指導、<u>必要な者に対する再検査、精密検査及び治療のための受診並びに</u>健康の自己管理に必ずしもつながっていない。
- 4 健康診査の結果を踏まえた集団に対する健康課題の 明確化及びそれに基づく栄養指導その他の保健指導が 十分でない。
- 5 健康診査の結果等(栄養指導その他の保健指導の内容を含む。以下同じ。) が各健康増進事業実施者間で継続されず、有効に活用されていない。
- 6 健康診査の結果等に関する個人情報の保護について 必ずしも十分でない。

また、このような状況の中、平成十七年四月に、メタボリックシンドロームの我が国における定義及び診断基準が日本動脈硬化学会、日本糖尿病学会、日本高血圧学会、日本肥満学会、日本循環器学会、日本腎臓病学会、日本血栓止血学会及び日本内科学会から構成されるメタボリックシンドローム診断基準検討委員会において策定された。この定義及び診断基準においては、内臓脂肪の蓄積に着日し、健康診査の結果を踏まえた効果的な栄養指導その他の保健指導を行うことにより、過栄養により生じる複数の病態を効率良く予防し、心血管疾患等の発症予防が期待されることが示された。

このため、この指針においては、各健康増進事業実施者により適切な健康増進事業が実施されるよう、健康診査の実施、健康診査の結果の通知及びその結果を踏まえた栄養指導その他の保健指導の実施等、健康手帳等によ

○予防の概念が、発 症予防と重症化予防 の2段階の概念であ ることを明確化(進 行の防止は重症化の 予防に含まれるため 削除)

○今般の改正契機となった平成18年の 医療構造改革の内容 について記載するため。

○健診結果を踏まえ た保健指導の実施を る健康診査の結果等に関する情報の継続の在り方及び個人情報の取扱いについて、各制度に共通する基本的な事項を定めることとし、各健康増進事業実施者は以下に定める事項を基本的な方向として、国民の健康増進に向けた自主的な取組を進めるよう努めること。

また、健康増進事業実施者は、健康診査の実施等に当たり、個人情報の保護等について最大限に配慮すること

なお、この指針は、必要に応じ、適宜見直すものとする。

第二 健康診査の実施に関する事項

- ー 健康診査の在り方
 - 1 健康増進事業実施者は、健康診査の対象者に対して、その目的、意義及び実施内容について十分な周知を図り、加齢による心身の特性の変化などライフステージや性差に応じた健康診査の実施等により対象者が自らの健康状態を把握し、もって生涯にわたる健康の増進に資するように努め、未受診者に対して受診を促すよう特に配慮すること。
 - 2 健康増進事業実施者は、生涯にわたる健康の増進 の観点等から、健康診査の実施について、加齢によ る心身の特性の変化などライフステージや性差に応 じた健康課題に対して配慮しつつ、他の制度で健康 診査が実施された場合の対応等、各制度間及び制度 内の整合性を取るために必要な相互の連携を図るこ と。
 - 3 健康増進事業実施者は、関係法令を踏まえ、健康 診査における検査項目及び検査方法に関し、科学的 知見の蓄積等を踏まえて、必要な見直しを行うこと
 - 4 健康増進事業実施者は、各制度の目的を踏まえつ つ、健康診査における検査項目及び検査方法を設定 又は見直す場合、ライフステージや性差に応じた健 康課題に対して配慮するとともに、科学的知見の蓄 積等を踏まえて、疾病の予防及び発見に係る有効性 等について検討すること。
 - 5 健康増進事業実施者は、健康診査の検査項目について受診者にあらかじめ周知するとともに、法令上の実施義務が課されている検査項目を除き、受診者が希望しない検査項目がある場合、その意思を尊重すること。また、法令上の実施義務が課されている検査項目を除き、特に個人情報の保護等について最大限に配慮することが望ましい検査項目があるとき

明確化するため。

○後期高齢者医療制度の創設等を踏まえ、ライフステージの例示を追加。

には、あらかじめ当該検査項目の実施等につき受診 者の同意を得ること。

- 二 健康診査の精度管理
 - 1 健康増進事業実施者は、健康診査の精度管理(健康診査の精度を適正に保つことをいう。以下同じ。)が生涯にわたる個人の健康管理の基盤として重要であることにかんがみ、健康診査における検査結果の正確性を確保するとともに、検査を実施する者や精度管理を実施する者が異なる場合においても、受診者が検査結果を正確に比較できるようにすること。また、必要のない再検査及び精密検査を減らす等必要な措置を講じることにより健康診査の質の向上を図ること。
 - 2 健康増進事業実施者は、健康診査を実施する際には、この指針に定める内部精度管理(健康診査を行う者が自身で行う精度管理をいう。以下同じ。)及び外部精度管理(健康診査を行う者以外の者が行う精度管理をいう。以下同じ。)を適切に実施するよう努めること。また、当該精度管理の実施状況を当該健康増進事業の対象者に周知するよう努めること。
 - 3 健康増進事業実施者は、健康診査の実施に関する 内部精度管理として、標準物質が存在する健診項目 については当該健診項目に係る標準物質を用いると ともに、次に掲げる事項を考慮した規程を作成する 等適切な措置を講じるよう努めること。
 - (一) 健康診査の実施の管理者の配置等管理体制に関 する事項
 - (二) 健康診査の実施の手順に関する事項
 - (三) 健康診査の安全性の確保に関する事項
 - (四) 検査方法、検査結果の基準値、判定基準等検査 結果の取扱いに関する事項
 - (五) 検体の採取条件、検体の保存条件、検体の提出 条件等検査の実施に関する事項
 - (六) 検査用機械器具、試薬、標準物質等の管理について記録すること及びその記録を保存することに関する事項
 - (七) 検査結果の保存及び管理に関する事項
- 4 健康増進事業実施者は、健康診査に関する外部精度 管理として、全国規模で実施される外部精度管理調査 を定期的に受けること、複数の異なる外部精度管理調 査を受けること等により、自ら実施する健康診査について必要な外部精度管理を実施するよう努め、それに より検査値の精度等が保証された結果となるよう努め ること。

○内部精度管理として標準物質を用いる ことを追加。

○調査の結果が保証 されたものであるこ とを明確化。

- 健康増進事業実施者は、健康診査の実施の全部又は 一部を委託する場合は、委託先に対して前二号に規定 する内部精度管理及び外部精度管理を適切に実施する よう要請するとともに、当該内部精度管理及び外部精 度管理を適切に実施しているかについての報告を求め る等健康診査の実施につき委託先に対して適切な管理 を行うこと。
- 6 健康増進事業実施者は、研修の実施等により健康診 査を実施する者の知識及び技能の向上を図るよう努め ること。
- 第三 健康診査の結果の通知及び結果を踏まえた栄養指導 その他の保健指導に関する事項
 - 1 健康増進事業実施者は、健康診査の実施後できる限 り速やかに受診者に健康診査の結果を通知すること。
 - 2 健康増進事業実施者は、健康診査の結果を本人に通 知することにとどまらず、その結果に基づき、<u>必要な</u> 者には、再検査、精密検査及び治療のための受診の勧 <u>奨を行うとともに、疾病の発症及び重症化の</u>予防又は 生活習慣の改善のために栄養指導その他の保健指導を 実施すること。栄養指導その他の保健指導の内容には 、食生活、運動、休養、飲酒、喫煙、歯の健康の保持 その他の生活習慣の改善を含む健康増進に関する事項 、疾病を理解するための情報の提供、再検査、精密検
 - 3 健康増進事業実施者は、栄養指導その他の保健指導 の実施に当たっては、健康診査の結果(過去のものを含 tr)、健康診査の受診者の発育・発達の状況、生活状況 、就労状況、生活習慣等を十分に把握し、生活習慣の 改善に向けての行動変容の方法を本人が選択できるよ う配慮するとともに、加齢による心身の特性の変化な どライフステージや性差に応じた内容とすること。例 えば、壮年期においては、内臓脂肪の蓄積を共通の要 因として、糖代謝異常、脂質代謝異常、高血圧の状態|指導の意義を追加。 が重複した場合に、心血管疾患等の発症可能性が高ま ることから、これらの発症及び重症化の予防の効果を 高めるため、栄養指導その他の保健指導は、健診結果 から対象者本人が身体状況を理解し、生活習慣改善の 必要性を認識し、行動日標を自らが設定し実行できる よう、個人の行動変容を促すものとすること。また、 栄養指導その他の保健指導は、個人又は集団を対象と して行う方法があり、それぞれの特性を踏まえ、適切 に組み合わせて実施すること。個人に対して、栄養指 導その他の保健指導を行う際は、その内容の記録を本 人へ提供するよう努めること。また、健康診査の受診

○健康増進事業実施 者が複数想定される 壮年期における保健 者の勤務形態に配慮した上で栄養指導その他の保健指導の時間を確保する等栄養指導その他の保健指導を受けやすい環境づくりに配慮すること。

- 4 健康増進事業実施者は、健康診査の結果を通知する際に適切な栄養指導その他の保健指導ができるように、その実施体制の整備を図ること。さらに受診者の求めに応じ、検査項目に関する情報、健康診査の結果、専門的知識に基づく助言その他の健康の増進に向けて必要な情報について提供又は受診者の相談に応じることができるように必要な措置を講じること。
- 5 健康増進事業実施者は、栄養指導その他の保健指導 に従事する者に対する研修の実施、栄養指導その他の 保健指導の評価に努めること等により栄養指導その他 の保健指導の質の向上を図ること。
- 6 健康増進事業実施者は、栄養指導その他の保健指導の実施の全部又は一部を委託する場合は、委託先が栄養指導その他の保健指導を適切に行っているかについて、報告を求める等委託先に対して適切な管理を行うこと。
- 7 地方公共団体、健康増進事業実施者、医療機関その他の関係者は、健康診査の結果の通知等の実施に関し、健康づくり対策、介護予防老人保健及び産業保健等の各分野における対策並びに医療保険の保険者が実施する対策を講じるために、相互の連携(以下「地域・職域の連携」という。)を図ること。

協議会等の事業については、参考として次に掲げる ものが考えられる。

- (一) 都道府県単位
 - イ 情報の交換及び分析

○老人保健事業が、 医療保険者が実施す る対策及び介護予防 対策に移行すること に伴う修正。

○健診・保健指導の 実施に係る資源とし て健診・保健指導の 委託先に関する情報 の共有を例示として 追加。

- 都道府県における健康課題の明確化
- ハ 各種事業の共同実施及び連携
- ニ 研修会の共同実施
- ホ 各種施設等の相互活用
- へ その他保健事業の推進に必要な事項
- (二) 地域単位
 - 情報の交換及び分析 イ
 - ロ 地域における健康課題の明確化
 - ハ 保健事業の共同実施及び相互活用
 - ニ 健康教育等への講師派遣
 - ホ 個別の事例での連携
 - へ その他保健事業の推進に必要な事項

第四 健康手帳等による健康診査の結果等に関する情報の 継続の在り方に関する事項

- 健康増進事業実施者においては、健診結果等情報を 継続させていくことが受診者の健康の自己管理に役立 ち、疾病の発症及び重症化の予防及び疾病の進行の防 止の観点から重要であり、生涯にわたる健康の増進に 重要な役割を果たすことを認識し、健康増進事業の実 施に当たっては、利用目的の特定、利用目的による制 限、第三者提供の制限等個人情報の保護を規定した法 令(以下「個人情報保護法令」という。)を遵守しつ <u>つ、</u>健診結果等情報を継続させるために必要な措置を 講じることが望ましいこと。<u>例えば、健康増進法第六</u>〇「IT新改革戦略」 条に掲げる各法律に基づいた制度間において、法令上 、健診結果の写しの提供が予定されている場合には、 健診結果を標準的な電磁的記録の形式により提供する よう努めること、又は、健康診査の実施の全部又は一 部を委託する場合には、委託先に対して標準的な電磁しめに標準的な電子的 的記録による健診結果の提出を要請するよう努めるこ
- 2 生涯にわたり継続されていくことが望ましい健診結 果等情報は、健康診査の結果、栄養指導その他の保健 指導の内容、既往歴(アレルギー歴を含む)、主要な服 薬歴、予防接種の種類、接種時期等の記録、輸血歴等 であること。
- 3 健診結果等情報の継続は、健康手帳等を活用するこ とにより、健康の自己管理の観点から本人が主体とな って行うことを原則とすること。この場合、将来的に は統一された生涯にわたる健康手帳の交付等により、 健診結果等情報を継続することが望まれること。一方 、各制度の下で交付されている既存の健康手帳等はそ の目的、記載項目等が異なり、また、健康手帳等に本

- ○個人情報の保護を 規定した法令を遵守 することを明示。
- (平成 18 年 1 月 19 日·IT戦略本部) を踏まえ、健診結果 を継続させていくた 記録の形式により提 供すること等を例示 として追加。

人以外の個人情報が含まれる場合等があるなど、既存の健康手帳等を統一し生涯にわたる健康手帳等とする場合に留意しなければならない事項があることから、まずは健康増進事業実施者が各制度の下において既に交付し又は今後交付する健康手帳等を活用することにより、健診結果等情報の継続を図っていくこととすること。

- 4 生涯にわたり健診結果等情報を継続させるための健康手帳等は、ライフステージ及び性差に応じた健康課題に対して配慮しつつ、その内容として、健康診査の結果の記録に係る項目、生活習慣に関する記録に係る項目、健康の増進に向けた自主的な取組に係る項目、受診した医療機関等の記録に係る項目、健康の増進に向けて必要な情報及び知識に係る項目等が含まれることが望ましいこと。また、その様式等としては、記載が容易であること、保管性及び携帯性に優れていること等について工夫されたものであることが望ましいこと。
- 5 健康増進事業実施者は、健診結果等情報の継続のため、次に掲げる事項を実施するよう努めること。
- (一) **健診結果等情報を継続して健康管理に役立たせて** いくように本人に働きかけること。
- (二) 職場、住所等を異動する際において、本人が希望する場合には、異動元の健康増進事業実施者が一定期間保存及び管理している健康診査の結果を本人に提供するとともに異動先の健康増進事業実施者に同情報を提供するように本人に対し勧奨し、又は、個人情報保護法令により必要な場合には本人の同意を前提として、異動先の健康増進事業実施者に健診結果等情報を直接提供する等健康結果等情報を継続するために必要な工夫を図ること。

第五 健康診査の結果等に関する個人情報の取扱いに関す る事項

- 1 健康増進事業実施者は、健康診査の結果等に関する個人情報について適正な取扱いの厳格な実施を確保することが必要であることを認識し、<u>利用目的の特定、利用目的による制限、第三者提供の制限等個人情報の保護を規定した法令(以下「個人情報保護</u>法令」という。)を遵守すること。
- 2 取り扱う個人情報の量等により<u>個人情報保護</u>法令の 規制対象となっていない健康増進事業実施者において も、健康診査の結果等に関する個人情報については特 に厳格に取扱われるべき性質のものであることから、

○個人情報保護法上 必要とされない場合 も想定されるため追 加。

○用語の整理(第四 に記載しているため)

- 個人情報保護法令の目的に沿うよう努めること。
- 3 健康増進事業実施者は、その取り扱う個人情報の漏えい、滅失又はき損の防止その他の個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置として、守秘義務規程の整備、個人情報の保護及び管理を行う責任者の設置、従業者への教育研修の実施、苦情受付窓口の設置、不正な情報入手の防止等の措置を講じるよう努めること。
- 4 健康増進事業実施者は、個人情報の取扱いの全部又は一部を委託する場合は、その取扱いを委託された個人情報の安全管理が図られるよう、委託を受けた者に対する必要かつ適切な監督として、委託契約の内容に記載する等により、委託を受けた者に前号に規定する措置を講じさせること。
- 5 健康増進事業実施者は、前号までに掲げた内容を含む個人情報の取扱いに係る方針を策定、公表及び実施し、必要に応じ見直し及び改善を行っていくよう努めること。
- 6 健康増進事業実施者が、個人情報保護法令等に従い その取扱う個人情報を公衆衛生の向上を目的として行 う疫学研究のために研究者等に提供する場合、あらか じめ当該研究者等に対して、関係する指針を遵守する 等適切な対応をすることを確認すること。